学校における働き方改革に係る取組状況

（令和６年２月）

　学校における働き方改革について、中央教育審議会（質の高い教師の確保特別部会）において「緊急提言」（令和５年８月28日）が取りまとめられ、その取組の徹底等について文部科学省から通知※１が出されました。

　この改革の目指す方向性は、教師のこれまでの働き方改革を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、教師のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあります。

世羅町においても、教職員の勤務が長時間化している実態があり、その是正は緊要な課題と捉え、令和２年２月26日付で「学校における働き方改革取組方針」（令和５年３月27日一部改正）を定めて改善を進めています。

　これまで、以下に掲げているような取組を行ってきましたが、さらに改善すべき状況・課題は残っています。今後、学校における働き方改革を一層推進するために、教育委員会と学校が連携して改善・改革を重ねてまいります。保護者や地域のみなさまの御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

○現状

町内小中学校教職員の勤務時間外在校等時間の状況（月平均）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　度 | 45時間以下の教職員の割合 | 80時間以上の教職員の割合 |
| 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 |
| 令和元年度 | 60.6 % | 33.4 % | 1.7 % | 20.0 % |
| 令和２年度 | 78.8 % | 36.9 % |  0 % | 13.9 % |
| 令和３年度 | 79.5 % | 40.5 % | 0.1 % | 14.6 % |
| 令和４年度 | 83.8 % | 48.5 % | 0.1 % |  8.7 % |
| 令和５年度（12月末現在） | 88.6 % | 50.1 % | 0.2 % |  3.6 % |

※小中学校ともに改善傾向にはありますが、国の示す時間外勤務の上限である月45時間を超えている職員はまだかなり多く、一層の改革・改善が必要です。

○これまでの主な取組

　１　勤務時間管理システムの導入（タイムカード方式による在校時間の把握）

　　　・教職員の平日の時間外勤務や休日勤務の状況を客観的に把握し、業務の改善や見直しに役立てる。また、職員の健康管理の参考にする。

　　　・毎月の結果を校長会等で公表し、さらなる取り組みの促進につなげる。

　２　町立小中学校の一斉閉庁の実施

　　　・夏休みなどの長期休業中に、学校の一斉閉庁期間を設ける。

　３　校務支援員の配置

　　　・国の補助事業を活用してスクール・サポート・スタッフを配置して、印刷や書類整理など教員が行う事務（教務事務）の支援を行う。

　４　給食費の徴収に係る事務軽減

　　　・給食費の徴収等は公会計化し、教育委員会が徴収・管理を行う。

　５　部活動運営の見直しと部活動支援員の配置

　　　・朝練習を縮減や、部活動休養日（平日１日以上、週末１日以上）を設定する。

　　　・部活動指導員の配置を進める。

　６　ICTを活用した公務の効率化

　　　・「欠席・遅刻連絡」や「学校からのお便りの配付」、「アンケートの実施・集計」など、デジタル化を推進する。

　７　学校行事等の精選、内容の見直しの実施

　８　留守番電話の設置

○今後に向けて

　以上の取組のほか、各学校の実情に応じて引き続き工夫・改善を行います。

さらに、今後は、国の示す「学校・教師が担う業務に係る３分類」※２をもとに、学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化を進めていきます。

また、学校の教職員一人一人のワーク・ライフ・マネジメントの充実に取り組みます。

文部科学省が推進している「学校・教師が担う業務に係る３分類」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本的には学校以外が担うべき業務 | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 |
| ①登下校に関する対応②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応③学校徴収金の徴収・管理④地域ボランティアとの連絡調整 | ⑤調査・統計等への回答等⑥児童生徒の休み時間における対応⑦校内清掃⑧部活動 | ⑨給食時の対応⑩授業準備⑪学習評価や成績処理⑫学校行事の準備・運営⑬進路指導⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 |

【参考】

◇学校における働き方改革について（文部科学省ホームページ）

・（※１）文部科学省通知（令和５年９月８日）

[「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和５年８月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知） (mext.go.jp)](https://www.mext.go.jp/content/230914-mext_zaimu-000031836_1.pdf)

・（※２）「学校・教師が担う業務に係る３分類」

[３分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」【別添】 (mext.go.jp)](https://www.mext.go.jp/content/230914-mext_zaimu-000031605_3.pdf)

◇学校における働き方改革取組方針（世羅町教育委員会）

[学校における働き方改革取組方針 - 世羅町ホームページ (town.sera.hiroshima.jp)](https://www.town.sera.hiroshima.jp/site/kyouiku/4673.html)